



発行 東京都

目次

告示

○都道の区域変更(二件)……………

(建設局道路管理部路政課)…一

○水防法による洪水浸水想定区域の指定……………

(建設局河川部指導調整課)…四

公告

○開発行為に関する工事完了……………

(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…四

告示

●東京都告示第千四百三十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年十月十七日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成三十年十月十七日

東京都知事 小池百合子

一 路線名 下地波浮港

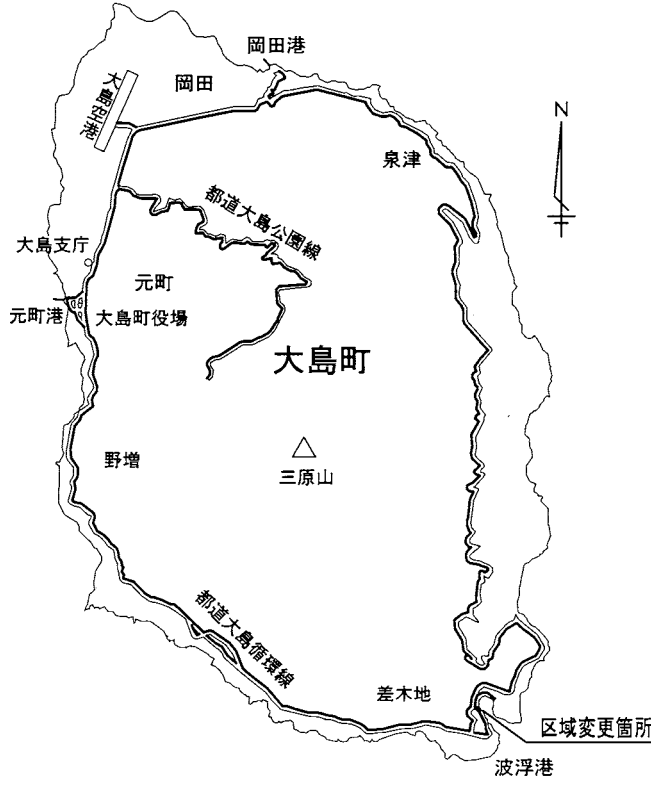
二 変更の区間 大島町波浮港二番十二地内から同所三番一地先まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

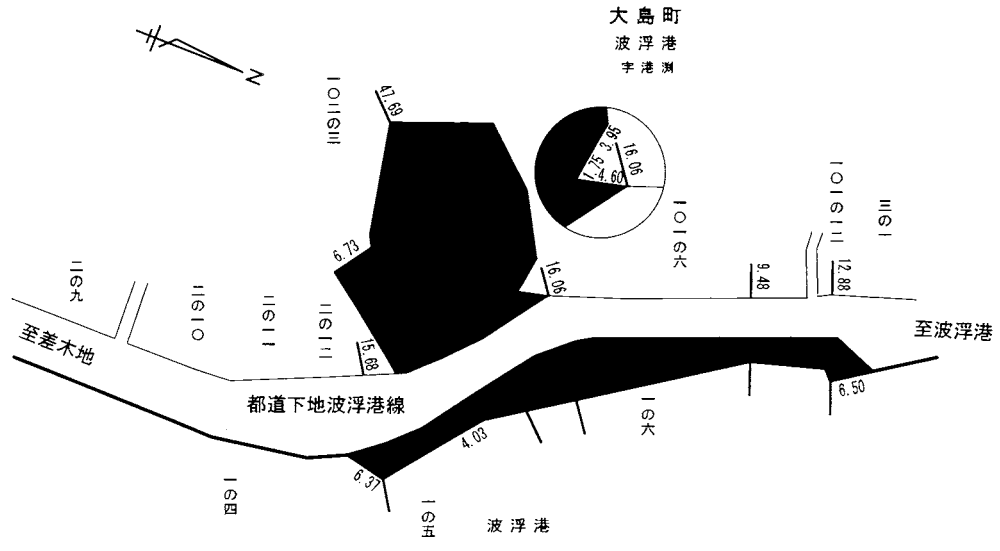
都道下地波浮港線区域変更略図

大島町波浮港地内



延長 八一・七四メートル  
面積 一、一九六・三七平方メートル

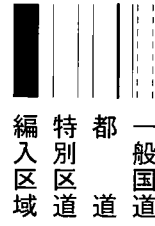
都道  
町道  
編入区域



●東京都告示第千四百三十四号  
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項  
 の規定により、都道の区域を次のように変更する。

別 図

都道環状六号線区域変更略図  
 豊島区池袋本町四丁目地内



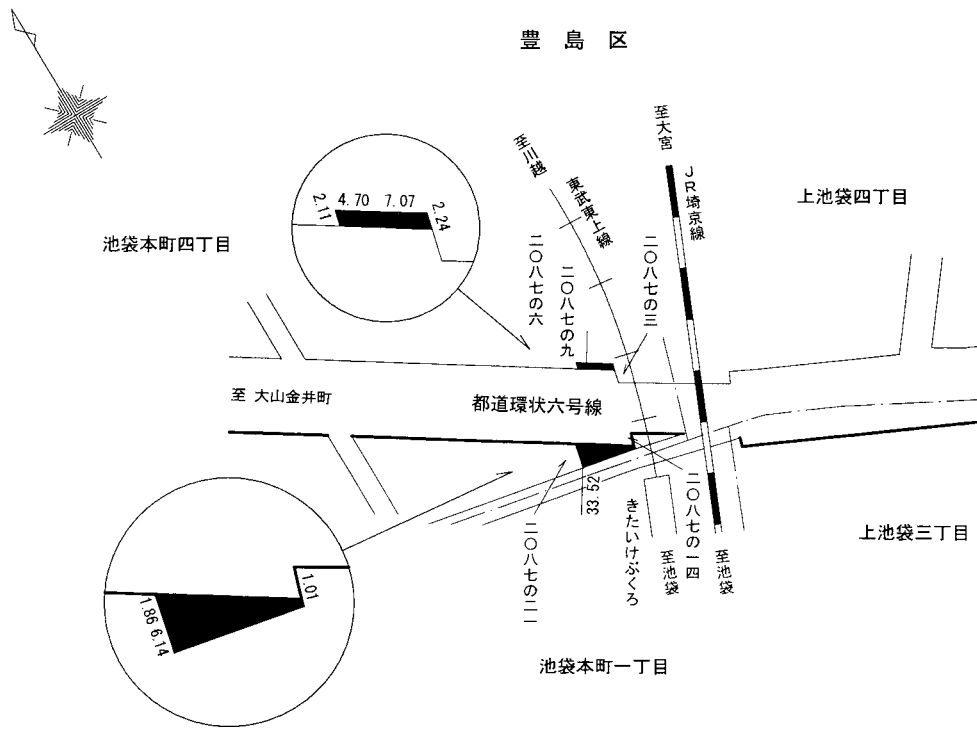
延長 一九・七五メートル  
 面積 一〇三・八〇平方メートル



区域変更箇所

その関係図面は、平成三十年十月十七日から起算して二  
 週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
 平成三十年十月十七日  
 東京都知事 小 池 百合子

- 一 路線名 環状六号
- 二 変更の区間 豊島区池袋本町四丁目二千八百七番六地  
先から同所同番十四地内まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり



●東京都告示第千四百三十五号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項の規定により、一級河川鶴見川水系鶴見川、恩田川及び真光寺川の洪水浸水想定区域を指定し、当該洪水浸水想定区域が浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、水防法施行規則(平成十二年建設省令第四十四号)第二条及び第三条第一項の規定により告示する。  
なお、当該浸水想定区域、当該水深及び当該継続時間を表示した図面は、東京都建設局河川部防災課、南多摩東部建設事務所、町田市防災安全部防災課及び稲城市消防本部防災課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年十月十七日

東京都知事 小池 百合子

公 告

開発行為に関する工事の完了について  
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十年十月十七日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称  
許可を受けた者の  
住所及び氏名  
あきる野市瀬戸岡字柿ノ木二  
あきる野市秋川一丁目六番  
地一

西東京不動産株式会社  
代表取締役 上澤 芳明

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定 価  
本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001